

国土調査法

1. 案内情報

- 手続名 : 標識等の移転請求
手続根拠 : 国土調査法第30条第3項
手続対象者 : 標識等のき損その他その効用を害する虞がある行為をしようとする者
提出時期 : 移転が必要となったとき
提出方法 : 移転請求書を作成し、当該標識等を設置した者に提出して下さい。
手数料 : 無し
添付書類・部数 : 提出先にお問い合わせ下さい。
申請書様式 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2 窓口情報

- 提出先 : 当該標識を設置した者
受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
相談窓口 : と同じです。

3 手続情報

- 審査基準 : ・国土調査法第30条第4項
標準処理期間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)